

## 総 合 評 価 書

政策体系	番 号	
基本目標	1	安全・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること
	I	日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること
	II	医療機関の機能分化と連携を促進し、医療資源の効率的な活用を図ること
	III	救急・災害医療体制の整備を図ること
	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
	I	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
	II	医療従事者の資質の向上を図ること
	3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
	I	利用者の視点に立った、効率的で質の高い医療サービスを実現するため、情報提供体制を推進すること
	II	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
担当部局・課	主管部局・課	医政局総務課、看護課、指導課、医事課
	関係部局・課	医政局歯科保健課、研究開発振興課、国立病院課

### 1 評価対象の設定

評価対象	医療提供体制（医療法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法）
評価の契機等	医療提供体制については、これまで「医療提供体制の改革のビジョン」（平成15年8月「医療提供体制の改革に関する検討チーム」まとめ）を策定するなど、医療の安心・信頼の確保に係る検討を進めてきたところであるが、平成18年度に医療保険制度の改革が行われるに当たり、これと一体となって見直し・改革を行う必要が生じた。

### 2 評価の方法等

評価の観点	医療提供体制については、患者の視点の尊重という基本理念に基づき、少子高齢化の進展や医療技術の進歩、国民の意識変化等を踏まえながら、
-------	---

	<p>安全、安心でより質の高い医療サービスが効率的に提供されるものとする必要がある。</p> <p>これを踏まえ、平成18年度医療制度改革に当たって、現行の医療提供体制について以下の観点から評価することとした。</p> <p>(1) 医療機能の分化・連携の推進</p> <p>(2) 医療従事者の資質の向上</p> <p>(3) 医療情報の提供による適切な医療の選択の支援</p> <p>(4) 医療安全の確保</p>
<p>収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法</p>	<p>1 医療提供体制については、平成16年9月より社会保障審議会医療部会において今般の見直しに向けた議論を開始し、平成17年12月まで21回にわたり検討を行ってきた。</p> <p>2 この間、同部会では、平成17年8月に審議の結果を中間的に取りまとめ、さらに同年12月8日に同部会としての「意見書」（概要は別紙1）が取りまとめられた。</p> <p>3 また、並行して「医療計画の見直し等に関する検討会」、「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」（平成17年4月22日報告書取りまとめ。概要は別紙2）、「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会」（同年12月16日報告書取りまとめ。概要は別紙3）、「医療安全対策検討ワーキンググループ」等の関係検討会において、個別分野についての議論が行われた。</p> <p>4 収集した情報・データとして、以下のような種々の資料を用いて、検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進的な都道府県の取組</li> <li>・ 各種団体等からの情報開示に係る要望</li> <li>・ 介護保険法等の他制度の状況</li> <li>・ 医師等に対する行政処分の現状</li> <li>・ 医師等の業務停止期間終了後の現状</li> </ul>

### 3 評価結果等

<p>評価結果 (問題点及びその原因)</p>	<p>(1) 医療計画の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進</p> <p>○ 現在の我が国の医療提供体制は、医療法に基づく医療計画の作成等により、病床の増加等、医療提供体制の整備が進められてきたものの</p> <p>① 地域の医療提供体制の現状や将来の姿が、客観的・具体的な指標・数値目標により示されておらず、事後評価の仕組みも確立していない</p> <p>② 脳卒中、がん、糖尿病などの疾病や小児救急などの医療機能(質)や連携の状況が十分明示されていない</p> <p>③ 地域で疾病予防(健康づくり)、治療、介護サービスの提供と連</p>
-----------------------------	---

携していないことが多い

という現状にあり、医療機能の分化・連携が課題となっている。

- よって、今後は、医療計画を通じ、がん対策、脳卒中対策、小児救急対策などの主要な事業ごとに医療連携体制を構築することによって、医療機関相互の連携の中で、適切な医療サービスが切れ目なく提供され、早期に在宅生活に復帰できるようにするなど、医療機能の分化・連携を推進する必要がある。

#### (2) 医療従事者の資質の向上

- 医療従事者の資質等については、

- ① 業務停止を受けた医師等は、医業停止期間等を過ぎれば、特段の条件なく医業等に復帰でき、業務停止という行政処分だけでは、十分な反省や適正な医業等の実施が期待できない
- ② 長期にわたる業務停止については、停止前の医療技術を保つことが困難であり、また、停止期間中の医療技術の進歩も十分に習得できていないという懸念がある
- ③ 安全、安心な医療を確保する観点から、看護職員に関する制度見直しの検討が必要である

という現状にあり、医療従事者の資質の向上が課題となっている。

- よって、今後は、安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、行政処分を受けた医師等への再教育制度の創設等、医療従事者の資質の向上に向けた取組を推進する必要がある。

#### (3) 医療情報の提供による適切な医療の選択の支援

- 患者・国民に対する医療に関する情報提供については、

- ① 医療機関からの情報提供である広告や広報が、医療機関の任意に基づくものである
- ② 患者に対するわかりやすい医療情報の提供のための環境整備が十分行われていない

という現状にあり、医療情報の提供による適切な医療の選択の支援が課題となっている。

- よって、今後は、患者・国民による医療機関の選択を一層支援するため、医療機関による積極的な情報提供を促進するとともに、医療に関する情報について、その質や信頼性を確保し、わかりやすい情報提供が行われるよう方策を講ずる必要がある。

#### (4) 医療安全の確保

- 医療安全対策については、平成14年4月に取りまとめた「医療安全推進総合対策」において提言した課題等を基に、医療機関における安全管理体制の整備、ヒヤリ・ハット事例や事故事例の収集・分析事

業の実施、各都道府県に患者相談窓口としての「医療安全支援センター」の設置等といった取組が行われてきたところであるが、今後、安全、安心でより質の高い医療を実現するためにも、より一層医療安全対策を推進する必要がある。

- よって、今後は、「医療における安全の確保」、「医療における信頼の確保」という従来の視点に加え、「医療の質の向上」という視点を一層重視した医療安全対策を推進するとともに、医療の質の向上を図るため、これまでの医療機関、医療従事者による取組に加え、医療に関する情報を患者・国民と共有し、患者・国民による医療への積極的な参加を推進する必要がある。

#### 今後の検討の 方向性

- 国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、以下の改革に取り組む（平成18年通常国会に関連法案を提出）。

#### (1) 医療計画の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進

- ① 国の基本方針（新たに法律に規定）によるビジョンを提示する。
- ② がん対策、脳卒中対策、小児救急対策などの主要な事業別に、分かりやすい指標と数値目標でもって住民・患者に明示し、事後評価できる仕組みにする。
- ③ 事業ごとに医療連携体制を具体的に医療計画に位置付け、住民・患者に医療機関や連携の状況を明示する。
- ④ 医療機能調査の上、住民、医療関係者、介護サービス事業者等と協議して医療連携体制を構築する。

#### (2) 医療従事者の資質の向上

- ① 行政処分を受けた医師等に対する再教育制度を創設する。
- ② 業務停止を伴わない新たな行政処分の類型として「戒告」を設置する。また、長期間の業務停止処分について見直しを行う。
- ③ 看護師、助産師等について、現行の業務独占規定に加え、名称独占規定を設けるとともに、新たな保健師及び助産師の免許付与について、看護師国家試験の合格を要件とする。

#### (3) 医療情報の提供による適切な医療の選択の支援

- ① 医療機関等が、その医療機能に関する一定の情報を都道府県に報告することを義務付け、都道府県がそれらの情報を集積して住民にわかりやすく情報提供し、住民からの相談等に適切に応じられる仕組みを制度化する。
- ② 入退院時における治療計画等の文書による説明を制度化する。
- ③ 医療機関等が広告できる事項を拡大する。

(1-1-I・II・III)

(1-2-I・II)

(1-3-I・II)

④ その他、患者・国民の選択に資する医療機関等に関するより多くの情報が提供される枠組みを構築する。

(4) 医療安全の確保

① 患者等からの相談に応じ助言等を行う医療安全支援センターの制度化

② 医療機関の管理者に医療安全確保の義務付け

③ 行政処分を受けた医師等への再教育の義務化等

④ 国・地方公共団体の責務・役割の明確化

○ また、上記の関連法案と併せて、患者・国民の選択に資する医療機関等に関するより多くの情報が提供される枠組みを構築することとしている。

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

4 評価結果の反映状況

政策への 反映状況	
--------------	--

5 その他

評価実施過程に おいて明らかにな った課題	
外部有識者等の 活用状況	
パブリックコメ ント等を行った 場合はその意見	